

24年度保育所入所の 選考基準を変更します



横浜市では、認可保育所の定員を上回る入所希望があるとき、より保育を必要な方が入所できるようにするため、「入所選考基準」を定めランクで区分し、同一ランクで並んだ場合は、調整指数を加点又は減点し、点数の高い順に優先して入所決定しています。平成24年度の入所から、より明確で公平な選考となるよう、「入所選考基準」を一部変更します。

★主な変更点★

- 1 就労形態の多様化を反映し、就労要件のランクを細分化します
- 2 横浜保育室等卒園児を「1ランクアップ」と「調整指数+5」にします
- 3 調整指数「親族の介護」は、別居の場合の介護も加点(+1)します
- 4 市外在住児について、新たなランク「1」ランクを設定します
- 5 すでにきょうだいが入所している保育所への入所を希望する場合は、「調整指数+4」にします

(主な変更点の説明)

- 1 保護者が保育できない理由が就労(居宅外・内労働)の場合、これまでの1日あたりの時間から、週あたりの時間に変更するとともに、ランクを3区分から4区分に細分化します。フルタイムとシフト制勤務などの就労時間の差を選考に反映します。
- 2 横浜保育室等卒園児は、これまで「1ランクアップ」と「調整指数+3」で選考していましたが、「1ランクアップ」と「調整指数+5」とし、横浜保育室等卒園児の入所を優先して選考します。
- 3 調整指数「親族の介護」はこれまで同居の親族の介護を行っている場合のみを加点対象としてきましたが、新たに別居の親族の介護を行っている場合も、調整指数(+1)をとし、別居の親族の介護についても選考に反映します。
- 4 市外在住児について、これまで市内在住者と同じランク付けを行ったうえで、調整指数において減点していましたが、新たな基準では、市外在住は「1」ランクとし、これまでよりも市内在住者の入所を優先して選考します。
- 5 すでにきょうだいが入所している保育所と同じ保育所への入所を希望する場合は、「調整指数+2」を「+4」とし、きょうだいと同じ保育所への入所希望を優先して選考します。

※主な変更点を踏まえ、ランク及び調整指数を全体調整し、バランスを図りました。

詳しくは、平成23年11月1日から、保育所、区役所、行政サービスコーナーなどで配布する「平成24年度保育所入所案内」をご確認ください。

保育所入所に関するご質問・お問い合わせは、区こども家庭(障害)支援課又はこども青少年局保育運営課までお問い合わせください(連絡先裏面)

【連絡先一覧】

区名	所属	電話
鶴見区	鶴見区役所こども家庭支援課	510-1839
神奈川区	神奈川区役所こども家庭支援課	411-7113
西区	西区役所こども家庭障害支援課	320-8472
中区	中区役所こども家庭支援課	224-8171
南区	南区役所こども家庭支援課	743-8223
港南区	港南区役所こども家庭支援課	847-8458
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所こども家庭支援課	334-6353
旭区	旭区役所こども家庭支援課	954-6173
磯子区	磯子区役所こども家庭支援課	750-2435
金沢区	金沢区役所こども家庭支援課	788-7772
港北区	港北区役所こども家庭支援課	540-2320
緑区	緑区役所こども家庭支援課	930-2432
青葉区	青葉区役所こども家庭支援課	978-2428
都筑区	都筑区役所こども家庭支援課	948-2321
戸塚区	戸塚区役所こども家庭支援課	866-8467
栄区	栄区役所こども家庭障害支援課	894-8959
泉区	泉区役所こども家庭障害支援課	800-2413
瀬谷区	瀬谷区役所こども家庭支援課	367-5703
横浜市	横浜市こども青少年局保育運営課	671-2427



平成24年度入所選考基準

(基準の考え方)

- * ランクはABCDEFGHIの順に入所の順位が高いものとします。
- * 選考に当たっては、下の基準表に基づきA～Iの順に区分し、「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。
- * お父さん・お母さんがランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- * 同居している祖父母等の親族が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できないことを証明する書類を提出することが必要です。
- * 児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。
- * 居宅外・内労働は原則として昼間4時間以上、月16日以上労働していることが前提です。

	お父さん・お母さん(※1)が保育できない理由・状況	ランク	その他の世帯状況
1 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ週40時間以上、働いている。	A	【ランクアップ項目】 ①から⑤は各項目1ランクずつ、⑥は2ランク、最高で2ランクまでアップします。 ※左記「ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップしません。 ①ひとり親世帯等
	月20日以上かつ週35時間以上40時間未満、働いている。	B	
	月16日以上かつ週24時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ週16時間以上24時間未満、働いている。	D	
	月16日以上かつ週28時間以上の仕事に内定している。	E	
	月16日以上かつ週16時間以上28時間未満の仕事に内定している。	F	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ週40時間以上、働いている。	B	②生活保護世帯(生活保護世帯において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る) ③生計中心者の失業
	月20日以上かつ週35時間以上40時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ週24時間以上、働いている。	D	
	月16日以上かつ週16時間以上24時間未満、働いている。	E	
	月16日以上かつ週28時間以上の仕事に内定している。	F	
	月16日以上かつ週16時間以上28時間未満の仕事に内定している。	G	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G	④横浜保育室・家庭保育福祉員・横浜市家庭的保育事業・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に在園児以外の子の育児休業中だった方で復職時に申込みをする場合を含む) ⑤在園児以外の子の育児休業のため、横浜保育室・家庭保育福祉員・横浜市家庭的保育事業を卒園前に退所し復職時に申込みをする場合 ⑥在園児以外の子の育児休業のため認可園を退所し、復職時に再入所する場合 ①～⑥は優先順位ではありません。
4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C	
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E	
4(2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A	
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	
5 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合。	A	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週28時間以上保育が困難な場合。	C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。	F	
6 災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。	E	
8 求職中	求職中(入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	H	
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	A	
10 市外在住(※2)	横浜市外に在住している場合。(転入予定者は除く)	I	
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	(※3)	

(※1)お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。

(※2)市外在住の方は、お父さん・お母さんの保育できない理由・状況に関わらず、「10 市外在住」が適用されます。(転入予定者は除きます。)

(※3)当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

基準日は入所(希望)日の2ヶ月前の実績(就労状況・代替手段としての有償保育施設利用状況等)で決定します。
4月1日入所の場合は、11月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	申込児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	転園。(転居を伴う場合または、きょうだい同一園に入所希望のための転園は除く。認定こども園からの転園は含む。)	-1	
	横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可乳児保育所の卒園児。(卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む)	5	卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可乳児保育所を育児休業のために退職し、復職時に申込をする場合。	5	入所期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
	入所申込み時点で保育要件があり、申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、認可保育所、認定こども園]以外へ有償で預けている。(一時保育のみの利用は含まない。親族に有償で預けている場合は除く。)	3	契約書等証明資料がある場合に限りです。
	入所申込み時点で保育要件があり、申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業へ預けている。(一時保育のみの利用は含まない。)	1	
	児童を職場で見ている。	-1	
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0		
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1,2級の一つに該当する場合。またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	5	元ランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下または精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1,2級の一つに該当する場合。またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	3	元ランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下または精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)または、同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)または、別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの児の介護を行なっている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては含まない。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育(スクーリング必須)の学生である。	-1		
就労状況	単身赴任。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	両親共に夜勤を伴う勤務の場合でも2倍しません。
	居宅外自営業であるが、職場が自宅と併設している。	-1	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
	元のランクの類型が「居宅内外就労内定」か「求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	就労しているが就労日数・時間が保育所入所要件に満たないために「内定」「求職中」となる場合に適用されます。
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
元のランクが「9.ひとり親世帯等」の場合	元のランクが「9.ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用されます。
元のランクが「9.ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7		
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎子が同一の保育所に入所を希望する場合。	4	
	在園児以外の子の育児休業のため認可園を退所し、復職時に再入所する場合で、育児休業の対象となったきょうだいが入所を希望する場合。	4	
	既にきょうだいが入所している場合で、同一の保育所に入所を希望する場合。(きょうだいのどちらかの園に転園を希望する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが入所している場合で、きょうだいが入園している園以外の保育所に希望をする場合。又はきょうだい同時に申込みをした場合。(多胎児の同時申請を除く。)	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。